

生 監 第 8 9 号
令和 4 年 8 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平 松 亜 矢 子
生駒市監査委員 福 中 眞 美

令和 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による令和 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

令和3年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

第2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月24日まで

第3 審査の結果

審査に付された次の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位：%)

比率名	令和3年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.09
連結実質赤字比率	—	17.09
実質公債費比率	3.9	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

生 監 第 9 0 号
令和 4 年 8 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平 松 亜 矢 子
生駒市監査委員 福 中 眞 美

令和 3 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による令和 3 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

令和3年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、生駒市監査基準に準拠した審査を行った。

第2 審査の期間

令和4年7月8日から令和4年8月24日まで

第3 審査の結果

審査に付された次の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、生駒市監査基準に準拠し審査した限りにおいて、適正に作成されていることが認められた。

(単位:%)

特別会計の名称	令和3年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

上記のように、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。